

臍帯血プライベートバンク実態調査の概要と 調査で明らかになった問題点

平成 29 年 9 月 12 日
厚生労働省健康局

調査の概要

1. 調査目的

臍帯血プライベートバンクの業務実態の把握

2. 調査方法

日本産婦人科医会の協力の下、全国の産科医療機関（2,491 施設）から臍帯血プライベートバンクの情報を収集、判明した臍帯血プライベートバンクに調査票の回答を依頼。

3. 調査項目

事業の現状（実績）、保管契約の内容、契約者への説明、品質管理・安全対策等

4. 回答結果

- 産科医療機関からの回答数 1,913 件
- 情報提供のあった業者（総数） 10 社
 - ・（10 社のうち）調査時点で活動が確認できた業者 7 社
 - ・（7 社のうち）調査を依頼したが拒否の回答があった業者 1 社
 - ・（7 社のうち）調査票を送付した業者 6 社
 - ・（6 社のうち）調査票の回答があった業者 6 社

（調査票の回答があった 6 社のうち）

- **臍帯血を保管している業者** 5 社
- 臍帯血は保管しておらず、引渡しのみを行っている業者 1 社

調査結果と問題点

- 契約者本人又は親族の治療に使用することを目的とした契約に基づいて、保管されている臍帯血は、5 社合計で約 43,700 件であった。この他に、契約終了後に廃棄処分せずに、保管し続けている臍帯血が、5 社合計で約 2,100 件あった。
- 回答のあった 6 社のうち、4 社は、第三者への提供はないとの回答だった。残りの 2 社は、1 社が第三者への提供がある（約 160 件）との回答、1 社は回答なしであった。
- 業務の実施状況については、契約に従い業務を実施している一方で、以下のような問題点があった。
 - ・ 契約上は、契約終了後あるいは廃業時の所有権の扱いや処分方法等が、必ずしも明らかではないこと
 - ・ 契約時の依頼者への説明において、公的臍帯血バンクの役割や臍帯血プライベートバンクの事業実績等に関する説明が十分ではない事業者がいたこと
 - ・ 一部の事業者では、品質管理等の記録の管理体制が十分ではなく、医師が臍帯血を実際に使用する際に、臍帯血の品質や安全性を確認できる状態になっていなかったこと